

益城町保育体制強化事業補助金交付要綱（令和4年11月4日告示第94号）

最終改正:令和7年3月25日告示第46号

改正内容:令和7年3月25日告示第46号〔令和7年4月1日〕

○益城町保育体制強化事業補助金交付要綱

令和4年11月4日告示第94号

改正

令和7年3月25日告示第46号

益城町保育体制強化事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育士資格を有しない者に限る。以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図るとともに、保育士が働きやすい職場環境の整備に取り組む事業者に対し、予算の範囲内において補助する益城町保育体制強化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、益城町補助金等交付規則（平成22年益城町規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業は、「保育人材確保事業の実施について」（令和6年5月30日こ成保第312号）の別添6「保育体制強化事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に規定する事業とする。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、国実施要綱に規定する対象施設で、町内に所在し、前条の補助対象事業を実施する者とする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（令和5年10月12日こ成事第520号）の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）に規定する対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、国交付要綱で定める補助の基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

2 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、益城町保育体制強化事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）実施計画書（別記第2号様式）
- （2）保育支援者との雇用関係を確認できる書類の写し
- （3）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適当と認めたときは、益城町保育体制強化事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（実施計画の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が実施計画の変更等をしようとするときは、あらかじめ、益城町保育体制強化事業費補助金実施計画変更等承認申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額が変更にならないもの又は実施計画の軽微な変更についてはこの限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、実施計画の変更等を適当と認めたときは、益城町保育体制強化事業費補助金実施計画変更等承認通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに益城町保育体制強化事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）実施報告書（別記第7号様式）
- （2）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 町長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、これを審査し、及び必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、益城町保育体制強化事業補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、益城町保育体制強化事業補助金交付請求書（別記第9号様式）により、町長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

- （1）不正の手段により補助金を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他町長の指示に従わなかったとき。
- (証拠書類の保管期間)

第13条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を5年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月25日告示第46号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
